

添付又は提示する書類

- 医師などの領収書等
 - 医療費の支払先が多い場合や支払った医療費が高額な場合は医療費の明細書(→p.5)
- ※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書等」にはあたりません。

設例

支払った医療費 A : 341,400円
 保険金などで補てんされる金額 B : 130,000円
 総所得金額(申告書第一表の⑨欄) C : 8,070,400円

- ① A 341,400円 - B 130,000円 = C 211,400円
- ② C 8,070,400円 × 0.05 = D 403,520円
- ③ E 403,520円 > 100,000円
- ④ C 211,400円 - E 100,000円 = F 111,400円

医療費控除額は、111,400円になります。

計算欄

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引金額(A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑨欄 + 退職所得金額 + 山林所得金額		円	D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

※ Dの金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

第一表

所 医療費控除 ① 114000

第二表

① 支払医療費	341,400円	② 保険金などで補てんされる金額	130,000円
---------	----------	------------------	----------

● 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額、あるいは診療や治療などを受けるために直接必要なものにあたるものが対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの	控除の対象に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価 ● あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ● 助産師による分べんの介助の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等による診療等を受けるために直接必要な次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 通院費用 ○ 医師等の送迎費 ○ 入院の対価として支払う部屋代や食事代 ○ 医療用器具の購入や賃借のための費用 ○ 義手、義足、補聴器、義歯等の購入のための費用 ○ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診断費用などに当たるもの ○ 6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書のあるもの ● 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断の費用 ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や、補聴器等の購入費
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したもののから受ける療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親族に支払う療養上の世話の費用
<ul style="list-style-type: none"> ● 治療又は診療に必要な医薬品の購入 		<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用
<ul style="list-style-type: none"> ● 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価 		

- ※ 1 人間ドックなどの健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受ける場合には、この費用は医療費控除の対象となります。
- ※ 2 おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ※ 3 医療費は、平成18年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

● 保険金などで補てんされる金額

保険金などで補てんされる金額とは、次の①から④にあたるものをいいます。

- ① 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払いの事由を給付原因として支給を受ける給付金
 - ※ 健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など
- ② 損害保険契約や生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払いを受ける傷害費用保険金や医療保険金、入院費給付金など
- ③ 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
- ④ 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金

控除の概要

あなたや生計を一にする(⇒p.21)配偶者その他の親族が負担することになっている次のような社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合の控除

※ 健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、介護保険法に規定する介護保険の保険料 など

ただし、生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

申告書の書き方

第一表 第二表に記入した支払保険料の合計額を ⑫欄 に転記します。

第二表 「⑫社会保険料控除」欄 に、社会保険の種類、支払保険料の金額及び合計額を記入します。

※ 源泉徴収票に記載された社会保険料控除の金額を記入する場合は、社会保険の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受けられる場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

小規模企業共済等掛金控除

控除の概要

次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金
- 確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金
- 条例の規定により地方公共団体が実施する、心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

申告書の書き方

第一表 第二表に記入した支払掛金の合計額を ⑬欄 に転記します。

第二表 「⑬小規模企業共済等掛金控除」欄 に、掛金の種類、支払掛金の金額及び合計額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、掛金の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

支払った掛金額の証明書

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

生命保険料控除

控除の概要

生命保険や生命共済などについて、支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除

申告書の書き方

第一表 計算欄⑩の金額を ⑭欄 に転記します。

第二表 「⑭生命保険料控除」欄 に、計算欄⑩、⑪の金額をそれぞれ転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

- 一般の保険料：1契約9千円を超えるものについて、支払額などの証明書
- 個人年金保険料：支払額などの証明書
- ※ 1 一般の保険料と個人年金保険料の区分については、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。
- ※ 2 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

計算欄(一般の保険料と個人年金保険料との別に計算します。)

一般の保険料		個人年金保険料	
(合計)	円 A	(合計)	円 B
⑩⑪の金額	控除額	⑩⑪の金額	控除額
～25,000円	⑩の金額 円	⑩の金額	円
25,001円～50,000円	$⑩ \times 0.5 + 12,500$ 円 円	$⑩ \times 0.5 + 12,500$ 円	円
50,001円～	$⑩ \times 0.25 + 25,000$ 円(最高5万円) 円	$⑩ \times 0.25 + 25,000$ 円(最高5万円) 円	円
▶ 生命保険料控除額			
生命保険料控除額(⑩+⑪)		(最高10万円)	円 E

設例

支払った一般の保険料⑩：204,000円

① $⑩ 204,000 \text{円} \times 0.25 + 25,000 \text{円} = 76,000 \text{円}$

② $76,000 \text{円} > 50,000 \text{円} \rightarrow ⑪ 50,000 \text{円}$ (⑩)

生命保険料控除額の金額は、50,000円になります。

第一表 5 生命保険料控除 ⑭ 50000

第二表 ⑭ 生命保険料控除 ⑭ 204,000

損害保険料控除

第一表 ⑮ 第二表 ⑮

控除の概要

火災保険や傷害保険などの損害保険契約等について、支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除

申告書の書き方

第一表 計算欄⑮の金額を ⑮欄 に転記します。

第二表 「⑮損害保険料控除」欄 に、計算欄⑮、⑯の金額をそれぞれ転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、同欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

支払額などの証明書

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

設例

支払った短期保険料⑯：25,000円

① ⑯ 25,000円 × 0.5 + 1,000円 = 13,500円

② 13,500円 > 3,000円 → ⑯ 3,000円 (⑯)

損害保険料控除額の金額は、3,000円になります。

第一表 差 損害保険料控除 ⑮

第二表 ⑮ 長期保険料の計
⑯ 短期保険料の計

計算欄（長期保険料と短期保険料との別に計算します。）

長期保険料	(合計)	円	A
短期保険料	(合計)	円	B

※ 長期保険料とは、保険期間又は共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなどに係る損害保険料や掛金をいいます。

※ 短期保険料とは、長期保険料以外のものをいいます。

▶ 長期保険料

⑮の金額	控除額		C
～10,000円	⑮の金額	円	
10,001円～	⑮ × 0.5 + 5,000円 (最高15,000円)	円	

▶ 短期保険料

⑯の金額	控除額		D
～2,000円	⑯の金額	円	
2,001円～	⑯ × 0.5 + 1,000円 (最高3,000円)	円	

▶ 損害保険料控除額

損害保険料控除額 (C + D)	(最高15,000円)	円	E
------------------	-------------	---	---

寄付金控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯

控除の概要

次の支出をした場合の控除

- 国や地方公共団体に対する寄付金
- 社会福祉法人に対する寄付金
- 国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対して、認定の有効期間内に支出した寄付金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金 など

※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものは、政党等寄付金特別控除(→p.23)と寄付金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や政治献金の額等により異なりますので「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(→p.5)により確認してください。詳しくは、「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第一表 計算欄⑯の金額を ⑯欄 に転記します。

第二表 「⑯寄付金控除」欄 に、寄付先の所在地・名称と、計算欄⑮、⑯の金額をそれぞれ転記します。

計算欄

寄付金	(合計)	円	A
⑮のうち都道府県等への寄付金		円	B
第一表⑯欄 + 退職所得金額 + 山林所得金額		円	C
⑮ × 0.3	(赤字のときは0円)	円	D
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額		円	E
寄付金控除額 (E - 5,000円)	(赤字のときは0円)	円	F

※ 1 ⑮には、都道府県・市区町村に対する寄付金の額と、あなたの平成19年1月1日現在における住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社の支部に対する寄付金の額の合計額を記入します。

※ 2 ⑮の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

添付又は提示する書類

- 寄付した団体等から交付された寄付金の受領証等
- 特定の公益法人や学校法人などに対する寄付や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書、又は認定証の写し
- 政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」

設 例

寄付金の合計額 **A** : 265,000円
Aのうち都道府県等への寄付金額 **B** : 150,000円
 総所得金額(申告書第一表の⑨欄) **C** : 8,070,400円

- ① **C** 8,070,400円 × 0.3 = **D** 2,421,120円
 - ② **A** 265,000円 < **D** 2,421,120円 → **E** 265,000円
 - ③ **E** 265,000円 - 5,000円 = **F** 260,000円
- 寄付金控除額は、260,000円になります。

第一表 **し** 寄付金控除 **18**

第二表 **18** 寄付金の所在地・名称 寄付金 265,000円
 上のうち都道府県等への寄付金額 150,000円

寡婦・寡夫控除

第一表 **18** 第二表 **18**~**19**

控除の概要

あなたが寡婦か寡夫である場合の控除

申告書の書き方

第一表 控除額を **18**欄 に記入します。
引 寡婦、寡夫控除 **18**

第二表 「**18**~**19**本人該当事項」欄 の、該当する箇所をチェック(✓)します。

<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除
<input checked="" type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明
<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未 釋 達
学校名	

控除される金額

区分(要件等)	控除額
寡婦 ① 夫と死別・離婚した後再婚していない方又は夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成18年分の総所得金額等(→p.21)が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	27万円
② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成18年分の合計所得金額(→p.21)が500万円以下の方	35万円
③ 夫と死別した後再婚していない方又は夫が生死不明などの方で、平成18年分の合計所得金額(→p.21)が500万円以下の方	27万円
寡夫 妻と死別・離婚した後再婚していない方又は妻が生死不明などの方で、平成18年分の合計所得金額(→p.21)が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生活を一にする子(※)のある方	27万円

※ 生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人は除きます。

勤労学生控除

第一表 **19**~**20** 第二表 **18**~**19**

控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 平成18年分の合計所得金額(→p.21)が65万円より多い方や自分の勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

添付又は提示する書類

各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される必要な証明書

※ 既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

控除される金額

27万円

申告書の書き方

第一表 控除額を **19**~**20**欄 に記入します。

か 勤労学生、障害者控除 **19**

※ 障害者控除の金額もある方は、合計額を記入します。

第二表 「**18**~**19**本人該当事項」欄 の、「 勤労学生控除」をチェック(✓)し、学校名を記入します。

<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	<input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除
<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明
<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未 釋 達
学校名 <input type="text" value="〇〇〇〇"/>	

障害者控除

第一表 **19**~**20** 第二表 **20**

控除の概要

あなたや、配偶者その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける方に限る)が、平成18年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において障害者等(→p.21)や特別障害者等(→p.21)である場合の控除

控除される金額

障害者1人について27万円(特別障害者については40万円)

申告書の書き方

第一表 控除額を **19**~**20**欄 に記入します。

か 勤労学生、障害者控除 **19**

※ 勤労学生控除の金額もある方は、合計額を記入します。

第二表 「**20**障害者控除」欄 に障害者の氏名を記入します。特別障害者である場合にはその方の氏名を○で囲みます。

氏 名 <input type="text" value="国税 三郎"/>
--

配偶者控除

第一表 ⑳ 第二表 ㉑～㉓

控除の概要

あなたに控除対象配偶者(➡p.21)がある場合の控除

控除される金額

区分	同居特別障害者 (➡p.21)	左記以外の方
一般の控除対象配偶者	73万円	38万円
老人控除対象配偶者(➡p.21)	83万円	48万円

申告書の書き方

控除額を ㉑欄 に記入します。

第一表

配偶者控除 ㉑	380000
配偶者特別控除 ㉒	0000

第二表

「㉑～㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」欄 に、配偶者の氏名・生年月日を記入し、「配偶者控除」の口をチェック(✓)します。

配偶者の氏名	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者控除
国税 春子	平成 34.6.1	<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除

配偶者特別控除

第一表 ㉒ 第二表 ㉑～㉓

控除の概要

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合で、配偶者の所得金額に応じて受けられる控除

<配偶者特別控除を受けるための要件>

次のいずれにも該当する場合です。

- あなたの平成18年分の合計所得金額(➡p.21)が1千万円以下である
- 配偶者が次のいずれにも該当する
 - イ. 納税者と生計を一にしている
 - ロ. 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でない
 - ハ. 平成18年分の合計所得金額(➡p.21)が38万円を超え、76万円未満である

※ 収入がパート収入(一般的には、給与所得となる)のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した給与所得の金額(➡p.21)が、配偶者の合計所得金額になります。

※ 収入が公的年金等のみの配偶者の場合には、その収入金額から計算した雑所得の金額(➡p.12)が、配偶者の合計所得金額になります。

控除される金額

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
～380,000円	0円
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

申告書の書き方

第一表

控除額を ㉒欄 に記入します。

配偶者控除 ㉑	0000
配偶者特別控除 ㉒	110000

配偶者の合計所得金額を ㉓欄 に記入します。

配偶者の合計所得金額 ㉓	660000
--------------	--------

第二表

「㉑～㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」欄 に、配偶者の氏名・生年月日を記入し、「配偶者特別控除」の口をチェック(✓)します。

配偶者の氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 配偶者控除
国税 春子	平成 34.6.1	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者特別控除

扶養控除

第一表 ㉒ 第二表 ㉑～㉓

控除の概要

あなたに扶養親族(➡p.21)がいる場合の控除

控除される金額

区分	同居特別障害者 (➡p.21)	左記以外の方
一般の扶養親族	73万円	38万円
特定扶養親族(➡p.21)	98万円	63万円
老人扶養親族 (➡p.21)	同居老親等	93万円
	同居老親等以外	83万円

申告書の書き方

控除額を ㉒欄 に記入します。

第一表

扶養控除 ㉒	1690000
--------	---------

第二表

「㉑～㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」欄 に、扶養親族の氏名・続柄・生年月日・控除額を記入し、「㉒扶養控除額の合計」欄 に、控除額の合計額を記入します。

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額
国税 ハナ	母	平成 4.3.3	58
国税 梅子	子	平成 3.9.1	38
国税 二郎	子	平成 6.10.20	73
扶養控除額の合計			169

控除の概要

すべての方に適用される控除

控除される金額

38万円(この控除は必ず記入してください。)

合計(所得から差し引かれる金額の合計)

⑩欄から㉔欄を合計し、㉕欄に記入します。

Step.3において使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の1/2の金額

ただし、以下の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 生計を一にする

日常生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している、又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、生活費、学資金、又は療養費などを常に送金している場合は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

同様に、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしている場合も「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の1/2の金額

ただし、以下の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

また、申告書Bを使用して申告する方は、申告書第一表の所得金額「合計」(⑨欄)とその他「本年分で差し引く繰越損失額」(④欄)の合計額に退職所得、山林所得を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額)をいいます。

◆ 障害者

以下のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方をいいます。

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

特別障害者とは、以下のいずれかに該当する障害者のうち、特に重度の障害のある方をいいます。

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

◆ 控除対象配偶者

控除対象配偶者とは、次のいずれにも該当する方です。

- その年の12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、納税者と生計を一にしている
- その年の合計所得金額が38万円以下である
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でない

※ 収入がパート収入(一般的には、給与所得となる)のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した給与所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります。

※ 収入が公的年金等のみの配偶者の場合には、その収入金額から計算した雑所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります。

◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和12年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

◆ 同居特別障害者

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。

◆ 扶養親族

その年の12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方です。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)、市町村長から養護を委託された老人である
- 納税者と生計を一にしている
- その年の合計所得金額が38万円以下である
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でない

◆ 特定扶養親族

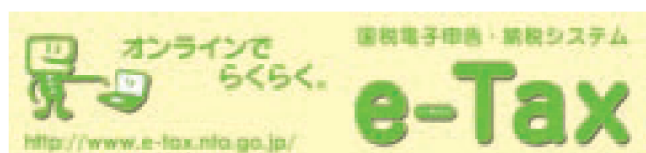
扶養親族のうち、昭和59年1月2日から平成3年1月1日までの間に生まれた方(年齢が16歳以上23歳未満の方)。

◆ 老人扶養親族

扶養親族のうち、昭和12年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)。

◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方。



step.4 ▶税金の計算をする

課税される所得金額・課税される所得金額に対する税額

第一表 ②⑦

申告書の書き方

第一表

計算欄④の金額を②⑦欄に、計算欄⑤の金額を⑦欄に転記します。

※ 平均課税を選択した方は、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」で計算した金額を、⑦欄に転記します。

※ 申告分離課税の所得がある方は、②⑦欄を記入する必要はありません。また、⑦欄は第三表の⑦欄の税額を転記します。

計算欄①（課税される所得金額の計算）

所得金額の合計	(第一表④欄の金額)	円	A
所得から差し引かれる金額の合計	(第一表⑤欄の金額)	円	B
差引金額 (A - B)	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	C

※ 計算欄④が1,000円未満の場合（赤字の場合も含む）は、記入の必要はありません。

設例

所得金額の合計 A : 8,070,400円

所得から差し引かれる金額の合計 B : 4,770,760円

① A 8,070,400円 B 4,770,760円 = 3,299,640円
→ C 3,299,000円(千円未満の端数切捨て)

② C 3,299,000円 × 0.1 = D 329,900円

課税される所得金額は、3,299,000円、

課税される所得金額に対する税額は、329,900円です。

計算欄②（課税される所得金額に対する税額の計算）

④の金額	課税される所得金額に対する税額	
0円	④の金額	0 円
1,000円～3,299,000円	④ × 0.1	円
3,300,000円～8,999,000円	④ × 0.2 - 330,000円	円
9,000,000円～17,999,000円	④ × 0.3 - 1,230,000円	円
18,000,000円～	④ × 0.37 - 2,490,000円	円

配当控除

第一表 ②⑧

控除の概要

総所得金額のうち次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

- 特定目的会社及び投資法人を除く内国法人から支払いを受ける配当（建設利息や基金利息、確定申告をしないことを選択した配当等を除く）
- 特定株式投資信託及び特定証券投資信託の収益の分配

なお、次の方は右の計算欄は使用できません。

- 特定証券投資信託の収益の分配がある方は、「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」(▶p.5)を使用して計算します。
- 申告分離課税の所得がある方は、税務署におたずねください。

◆ 特定証券投資信託

公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

申告書の書き方

第一表 計算欄④の金額を⑧欄に転記します。

計算欄

配当所得の金額 (配当控除の対象となるもの)	(第一表④欄の金額)	円	A
課税される所得金額	(第一表⑤欄の金額)	,000 円	B
B - 1,000万円	(赤字のときは0円)	円	C
A - C	(赤字のときは0円)	円	D
D × 0.1		円	E
(A - D) × 0.05		円	F
E + F		円	G

「②⑨」(区分)

第一表 ②⑨

第一表

事業を営む青色申告者の方で、「試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除」など、租税特別措置法第10条から第10条の7に規定する税額控除の適用を受ける場合には、②⑨欄の左側空欄に「投資・リース税額等」、「区分」の□に「1」と記入し、②⑨欄に控除額を記入します。

第二表

「特例適用条文等」欄に該当条文を記入します。

住宅借入金等特別控除

第一表 ③0

控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成11年1月から平成18年12月までの間に居住した場合で、一定の要件を満たすときの控除

- ※ 住宅借入金等特別控除を受けていた方が、給与等の支払いをする者からの転勤命令等により平成15年4月1日以後に転居し、その後再びその家屋に居住した場合で、一定の要件を満たすときは、控除の再適用を受けられます。
- ※ 平成18年分の合計所得金額が3,000万円を超えた場合は適用できないなどの制限があります。
- ※ 詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第二表 居住開始年月日を「**特例適用条文等**」欄に記入します。

第一表 計算欄Bの金額を③0欄に転記します。なお、下記のような場合には、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(→p.5)で計算した金額を③0欄に転記します。

- ・平成18年中に家屋を新築等し居住の用に供した方などで、はじめてこの控除を受ける年分
- ・住宅借入金等の年末残高の合計額が、家屋の新築等の対価の額を超える場合
- ・新築等した家屋が共有となっている場合 など

計算欄

住宅借入金等の 年末残高の合計額	(合計)	円	A
居住の用に供した日	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
平成11年1月1日から 平成12年12月31日まで	$A \times 0.0075$ (最高37万5千円)	00 円	B
平成13年1月1日から 平成17年12月31日まで	$A \times 0.01$ (最高40万又は50万円※)	00 円	

※ 平成17年中に居住の用に供した場合、最高40万円です。
平成13年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合、最高50万円です。

阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合は次によります。

Aが1,000万円以下のとき	$A \times 0.02$	00 円	B
Aが1,000万円を超え 2,000万円以下のとき	$A \times 0.01 + 10$ 万円	00 円	
Aが2,000万円を超えるとき	$A \times 0.005 + 20$ 万円 (最高35万円)	00 円	

政党等寄付金特別控除

第一表 ③1

控除の概要

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

- ※ 政治献金について寄付金控除(→p.18)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や政治献金の額等により異なりますので「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(→p.5)により確認してください。詳しくは、「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第一表 「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(→p.5)で計算した金額を、③1欄に転記します。

住宅耐震改修特別控除

第一表 ③2

控除の概要

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、耐震改修をした場合の控除

- ※ 詳しくは、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第一表 「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」(→p.5)で計算した金額を、③2欄に転記します。

差引所得税額

第一表 ③3

②7欄の金額から、②8欄、②9欄、③0欄、③1欄、③2欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を、③3欄に記入します。

災害減免額

第一表 ③4～③5

減免の概要

平成18年分の所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が災害により住宅や家財について損害を受け、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分を除く)が、住宅や家財の価額の2分の1以上である場合に受けられる税金の減免

- ※ 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。
- ※ 損害について雑損控除(→p.15)を受けた場合には、重ねてこの減免を受けることはできません。なお、いずれの適用を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や損害金額等により異なります。

軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

申告書の書き方

第一表 ③4～③5欄の「災害減免額」の文字を○で囲み、所得税の軽減を転記します。
※ 外国税額控除もある方は、合計額を記入します。